

横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 9 日 教生文第 2030 号（教育長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館（以下「博物館等」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による博物館等の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、教育長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 応募要項の内容
- (4) 選定の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他教育長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 文化財の保護及び博物館、歴史、生涯学習、施設管理運営等に関する見識を有する者
 - (2) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと教育委員会が認める場合は、教育委員会はその職を解くものとする。
- 3 委員の氏名及び役職等は応募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを2年以内とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員への謝金)

第7条 委員には、会議又は第9条に規定する作業部会への出席に対する謝金として、日額14,000円を支給する。

(議事)

第8条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第9条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第11条 委員会は、選定評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を教育長に報告する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習文化財課において行う。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 8 条第 1 項本文の規定にかかわらず、教育長が召集する。